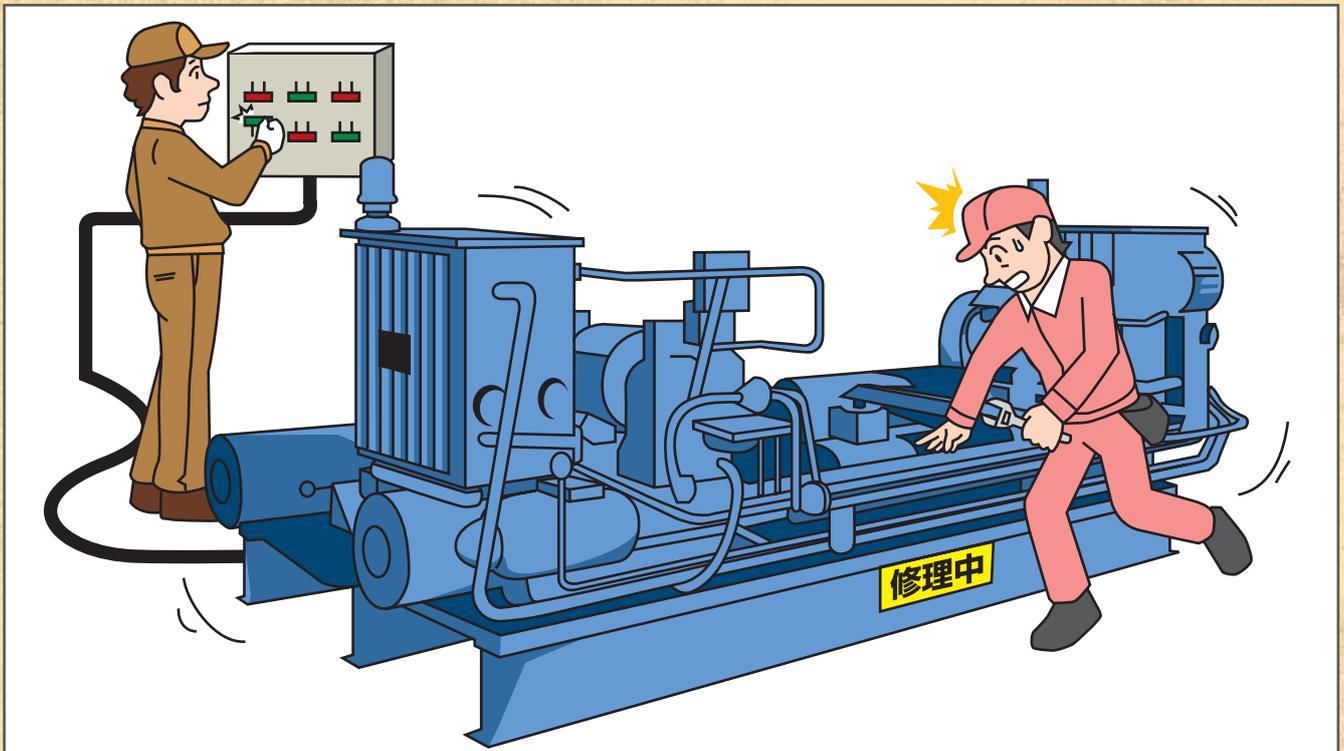


混在職場で作業を行う製造業の事業者の皆様へ

## 「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」のポイント



今般、労働安全衛生法が改正され、新たに造船業を除く**製造業の元方事業者**に作業間の連絡調整の実施等が義務付けられました。

これらの措置を円滑に実施するためには、元方事業者が関係請負人も含めた事業場全体にわたる**「総合的な安全衛生管理」**を確立することが重要であるため、**「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」**を作成しました。混在職場で作業を行う製造業の事業者はこの指針に定められた事項を実施してください。

厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署

# 製造業における請負等の増加と 「総合的安全衛生管理」の必要性

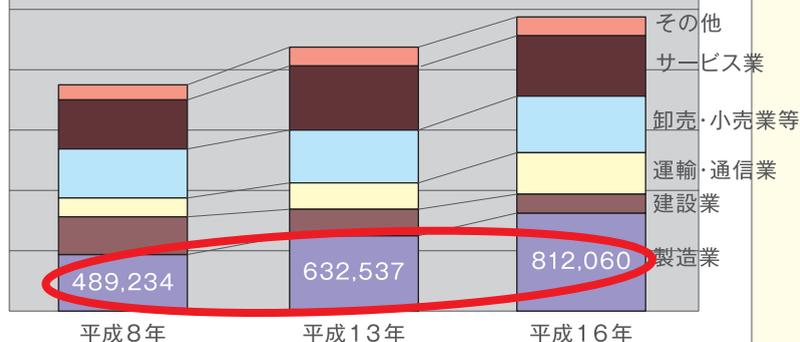
## 業務請負等の増加

製造業の事業場においては、業務請負等が増加しています。

これにより、指揮命令系統の異なる労働者が混在して働くことによる労働災害の増加が危惧されます。

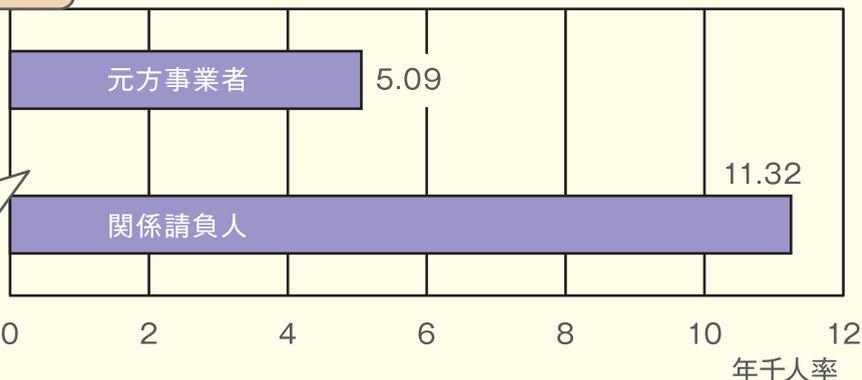
請負労働者数等の推移

出所：総務省事業所・企業統計調査



## 災害発生率の比較

関係請負人の災害発生率は、元方事業者より高くなっています。



出所：大規模製造業における安全管理体制・活動に係る自主点検(平成15年 厚生労働省)

## 労働安全衛生法の改正

### 労働安全衛生法第30条の2

製造業(造船業を除く。)の元方事業者に対し、混在作業によって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡・調整等の実施を義務付け

※ 造船業については、従来から労働安全衛生法第30条により、特定事業として、作業間の連絡・調整等も含めた措置が義務付けられています。

混在作業による労働災害を防止するため、「総合的な安全衛生管理」を実施するための指針を策定

# 「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」の構成

## ●指針の趣旨

製造業における元方事業者及び関係請負人の労働災害の防止を図ることを目的とし、元方事業者による関係請負人も含めた事業場全体にわたる安全衛生管理(総合的な安全衛生管理)を確立するため、元方事業者及び関係請負人のそれぞれが実施すべき事項を示しています。

## ●適用対象

製造業に属する事業の元方事業者及び関係請負人が対象となります。

- ※ 「元方事業者」とは、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているものをいいます。なお、仕事の一部を請け負わせる契約が複数ある場合(2次下請など)については、最も先次の請負契約における仕事を注文した者がこれに該当します。
- ※ 「関係請負人」とは、元方事業者から仕事を請け負っているすべての請負人のことをいいます。なお、数次の請負契約によって行われる場合はそのすべての請負契約の当事者を含みます。

## ●事業者が実施すべき事項

### 元方事業者が実施すべき事項

- 総合的な安全衛生管理のための体制の確立及び計画的な実施
  - 作業間の連絡調整等を統括管理する者の選任等
  - 安全衛生に関する計画の作成及び実施
- 作業間の連絡調整の実施
- 関係請負人との協議を行う場の設置及び運営
- 作業場所の巡視
- 関係請負人が実施する安全衛生教育に対する指導援助
- クレーン等の運転についての合図の統一等
- 元方事業者による関係請負人の把握等
  - 関係請負人の責任者等の把握
  - 労働災害発生のおそれのある機械等の持ち込み状況の把握
- 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置
- 危険性及び有害性等の情報の提供
- 作業環境管理
- 健康管理
- その他請負に伴う実施事項
  - 仕事の注文者としての配慮事項
  - 関係請負人及びその労働者に対する指導等
  - 適正な請負

### 関係請負人が実施すべき事項

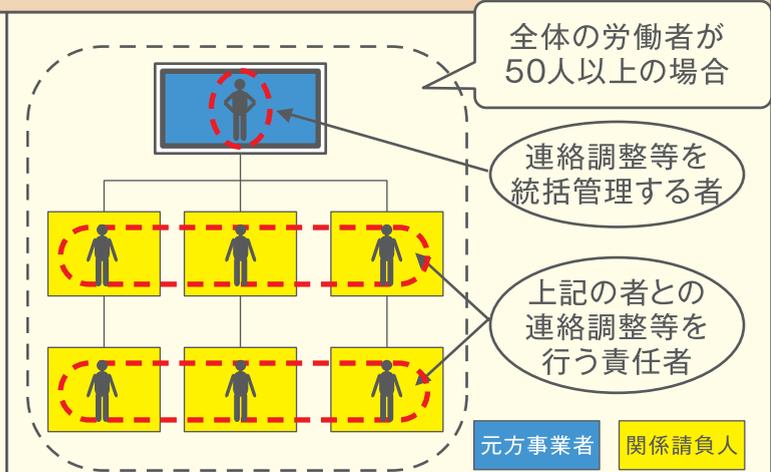
- 元方事業者との連絡等を行う責任者の選任
- 作業間の連絡調整の措置の実施
- 関係請負人との協議を行う場への参加
- クレーン等の運転についての合図の統一等
- 関係請負人に関する事項の通知等
  - 名称等の通知
  - 労働災害発生のおそれのある機械等の持ち込み状況の通知
- 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置
- 危険性及び有害性等の情報の交付
- 健康管理
- その他請負に伴う実施事項
  - 仕事の注文者としての配慮事項
  - 適正な請負

# 元事業者が実施すべき事項

## 1 総合的な安全衛生管理のための体制の確立及び計画的な実施

### (1) 作業間の連絡調整等を統括管理する者の選任等

- 一の場所で常時50人以上の労働者が作業する場合は、作業間の連絡調整等の事項を統括管理する者を選任し、当該事項を統括管理させること。(造船業については「統括安全衛生責任者」を選任する必要があります。)



### (2) 安全衛生に関する計画の作成及び実施

- 労働災害防止対策として実施すべき主要な事項を定めた安全衛生に関する計画を作成し、関係請負人に周知させるとともに、当該計画に沿って労働災害防止対策を実施すること。なお、当該計画は、関係請負人に対して実施する事項を含むものとする。

## 2 作業間の連絡調整の実施

- 混在作業による労働災害を防止するため、随時、元事業者と関係請負人との間及び関係請負人相互間における作業間の連絡及び調整を行う必要があること。(労働安全衛生法第30条の2)
- 作業間の連絡調整の具体的な実施方法については、以下のような方法がある。
  - ① 作業発注時にあらかじめ作業指示書に具体的な実施事項を記載した上で関係請負人に通知する
  - ② 現場における作業開始前の打ち合わせにおいて関係請負人に指示する

### 作業間の連絡調整の具体的措置の例

混在作業の状況	元事業者が講ずべき措置
同一の機械等について、ある関係請負人が運転を、別の関係請負人が点検等を行う場合	それぞれの作業の開始又は終了に係る連絡、作業を行う時間帯の制限等の措置
複数の関係請負人がそれぞれ車両系荷役運搬機械等を用いた荷の運搬等の作業を行う場合	作業経路の制限、作業を行う時間帯の制限等の措置
ある関係請負人が有機溶剤の塗装を、別の関係請負人が溶接を行う場合	通風・換気、防爆構造による電気機械器具の使用等についての指導、作業を行う時間帯の制限等の措置
ある関係請負人が別の関係請負人も使用する通路等に設けられた手すりを取り外す場合	その旨の別の関係請負人への連絡、必要な災害防止措置についての指導等の措置
その他、元事業者と関係請負人及び関係請負人相互が混在作業を行う場合	当該混在作業によって生ずる労働災害の防止を図るために必要な措置

### 3 関係請負人との協議を行う場の設置及び運営

- ・ 関係請負人の数が少ない場合を除き、関係請負人と協議を行う場(協議会)を設置し、定期的を開催すること。(造船業については関係請負人の数に関係なく設置する必要があります。)
- ・ 関係請負人が交替したとき等混在作業による労働災害の防止のために協議すべき必要が生じたときにも開催すること。
- ・ 使用する労働者に協議会における協議結果を周知させること。

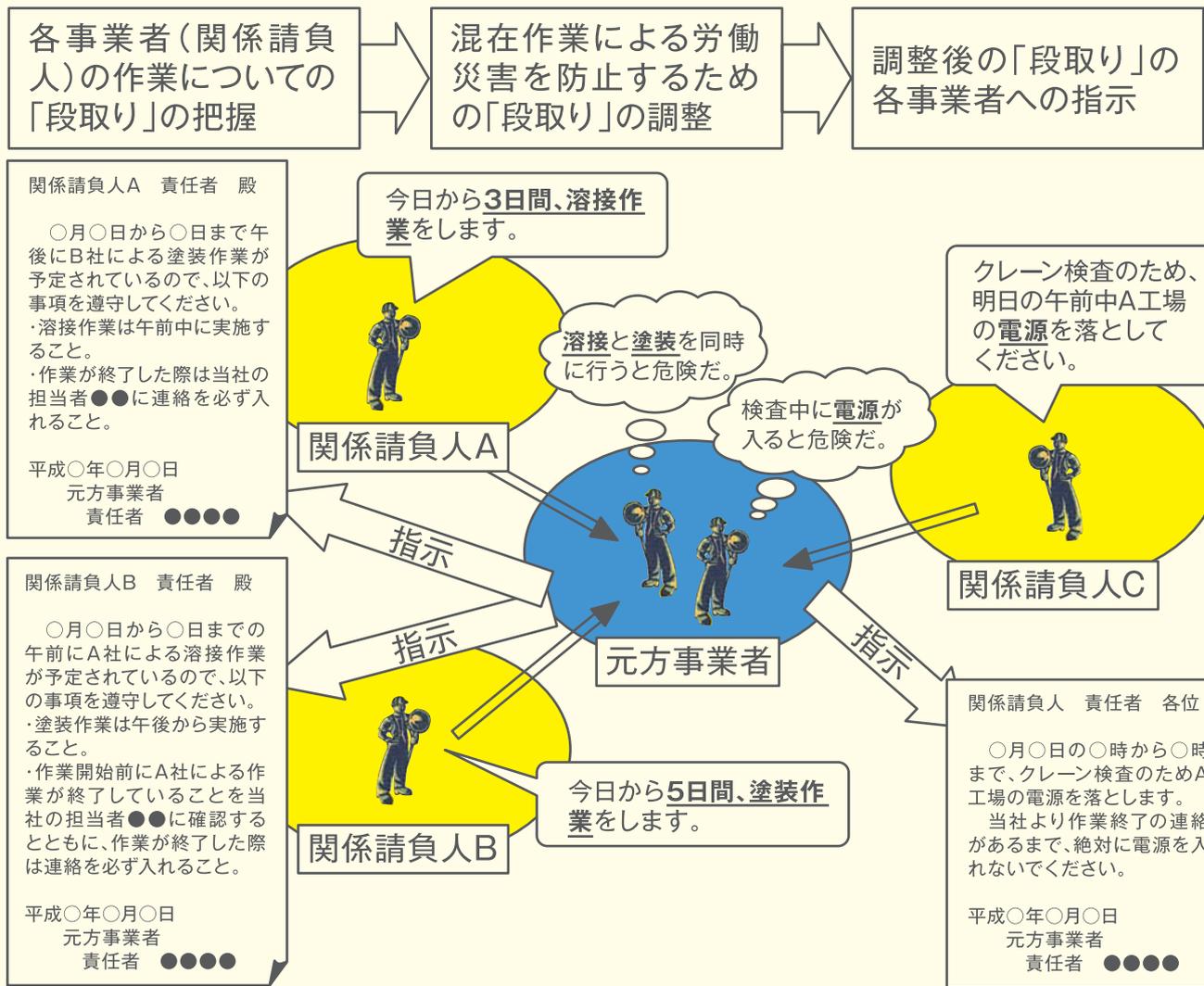
#### 参加者

- (ア)元方事業者  
 a 作業間の連絡調整等の統括管理を行う者  
 b 安全管理者等  
 c 職長等
- (イ)関係請負人  
 a 関係請負人が選任する安全衛生責任者等  
 b 安全管理者等

#### 協議事項

- ① 安全衛生方針、目標、計画
- ② 作業手順や点検基準等の安全衛生規程及び当該規程に基づく作業等の実施
- ③ 労働者に対する教育の実施
- ④ クレーン等の運転についての合図の統一等
- ⑤ 作業場所の巡視の結果及びこれに基づく措置
- ⑥ 労働災害の原因及び再発防止対策

### 作業間の連絡調整とは



## 4 作業場所の巡視

- ・ 混在作業による労働災害を防止するため必要な範囲について作業場所を定期的に、巡視すること。(造船業については、毎作業日に少なくとも1回、巡視する必要があります。)
- ・ 機械等を導入し、又は変更したとき、元方事業者又は関係請負人の作業内容を大幅に変更したとき、関係請負人が交替したとき等においても同様に巡視すること。
- ・ 巡視に当たっては、安全管理者の職場巡視や、協議会のパトロールに併せて実施するなど、効果的かつ効率的に実施すること。

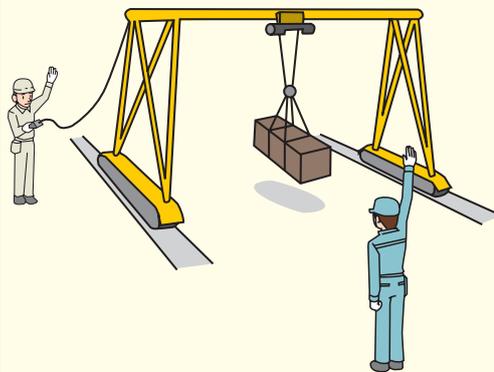


## 5 関係請負人が実施する安全衛生教育に対する指導援助

- ・ 関係請負人が行う労働者の雇入れ時教育、作業内容変更時教育、特別教育等の安全衛生教育について、必要に応じ、場所の提供、資料の提供等を行うこと。(造船業については、場所の提供等を行う必要があります。)

## 6 クレーン等の運転についての合図の統一等

- ・ クレーン等の運転についての合図の統一、事故現場の標識の統一等、有機溶剤等の容器の集積箇所の統一、警報の統一等を行う必要があること。  
(労働安全衛生規則第643条の3～第643条の6)



## 7 関係請負人の把握

### (1) 関係請負人の責任者等の把握

- ・ 請負契約の成立後速やかに以下の事項を通知させ、把握しておくこと。
  - ① 安全衛生責任者の選任状況
  - ② 安全管理者等の選任状況
- ・ 新たに作業を行うこととなった関係請負人に対しては、過去の協議事項等必要な事項を周知させること。

### (2) 労働災害発生のおそれのある機械等の持ち込み状況の把握

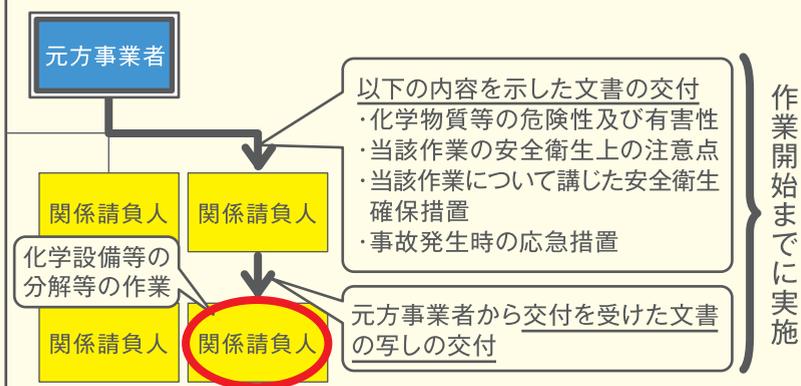
- ・ 元方事業者は、関係請負人が労働災害発生のおそれのある機械等を持ち込む場合は、当該関係請負人に事前に通知させ、これを把握しておくとともに、定期自主検査、作業開始前点検等を確実に実施させること。

## 8 機械等を使用して作業を行わせる場合の措置

- 関係請負人に自らが管理権原を有する機械等を使用して作業を行わせる場合には、当該機械等について以下の事項を実施すること。
  - 法令上の危害防止措置が適切に講じられていることを確認すること
  - リスクアセスメントを実施した場合には、残留リスクなどの情報を提供すること
  - 関係請負人に定期自主検査、作業開始前点検等を確実に実施させること（補修その他の改善措置を講ずる必要が生じた場合は、関係請負人に必要な権限を与え改善措置を講じさせるか、関係請負人と協議の上、自らがこれを講じること。）  
（造船業については、元方事業者は、足場や物品揚卸口等、交流アーク溶接機、電動機械器具等の機械等を当該仕事を行う場所において関係請負人の労働者に使用させるときは、当該機械等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じる必要があります。）

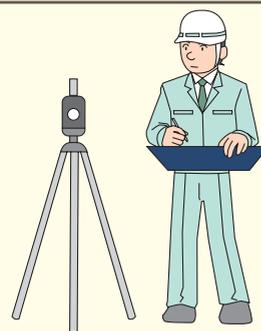
## 9 危険性及び有害性等の情報の提供

- 化学設備等の改造等の作業における設備の分解又は設備の内部への立入りを関係請負人に行わせる場合には、作業開始前に、当該設備で製造し、取り扱う物の危険性及び有害性等の事項を記載した文書等を作成し、関係請負人に交付する必要があること。（労働安全衛生法第31条の2）



## 10 作業環境管理

- 元方事業者は、作業環境測定結果の評価に基づいて関係請負人が実施する作業環境の改善、保護具の着用等について、必要な指導を行うこと。  
なお、元方事業者が実施した作業環境測定の結果は、当該測定の範囲において作業を行う関係請負人が活用できること。



## 11 健康管理

- 関係請負人の労働者の健康診断の受診率を高めるため、例えば次のことを行うこと。
  - 自らの労働者に対して実施する健康診断と関係請負人がその労働者に対して実施する健康診断を同じ日に実施することができるよう日程調整する
  - 関係請負人に対して健康診断機関をあっせんする
- また、必要に応じ、関係請負人に対し健康管理手帳制度の周知その他有害業務に係る健康管理措置の周知等を行うこと。

## 12 その他請負に伴う実施事項

### (1) 仕事の注文者としての配慮事項

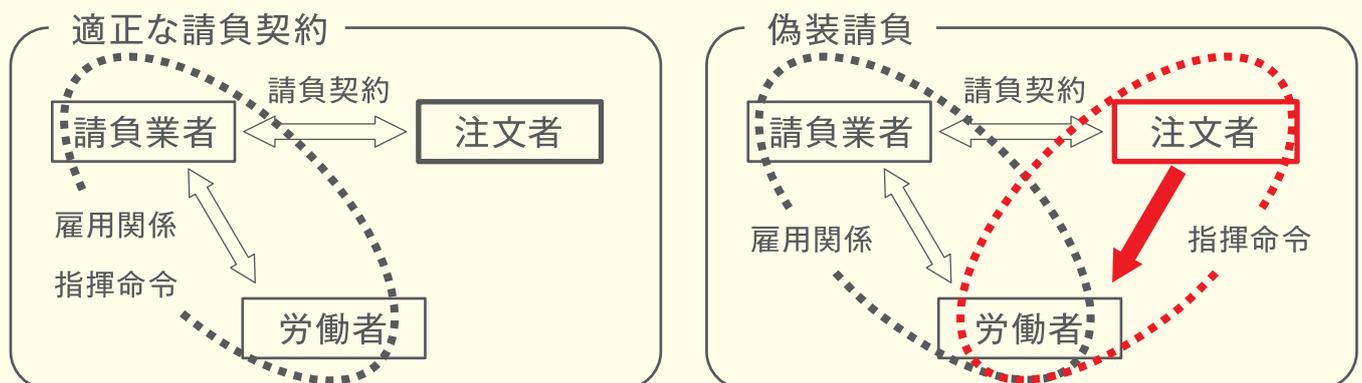
- ・ 労働災害を防止するための事業者責任を遂行できない事業者の仕事に請け負わせないこと。
- ・ 仕事の期日等について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮する必要があること。(労働安全衛生法第3条)
- ・ 元方事業者の組織内において、安全衛生管理部門と設計部門及び作業発注部門間の連携を図ること。

### (2) 関係請負人及びその労働者に対する指導等(労働安全衛生法第29条)

- ・ 関係請負人及びその労働者が法令に違反しないよう必要な指導を行うこと。
- ・ 違反していると認められる場合には、必要な指示等を行うこと。

### (3) 適正な請負

注文者と労働者との間に指揮命令関係がある場合には、請負形式の契約により行われていても労働者派遣に該当し、労働者派遣法の適用を受けます。この場合、労働安全衛生法に基づく事業者責任のうち、派遣先が責任を負う事項は、注文者が負うこととなります。



労働者派遣と請負の区分についての詳細は、『労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和61年労働省告示第37号)』を参照してください。

## 関係請負人が実施すべき事項

関係請負人は、元方事業者が実施する事項に応じ、必要な事項を実施すること。また、自らが注文者になる場合には、必要な事項を実施すること。

(詳細は、本リーフレットの「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」の構成の「●事業者が実施すべき事項」の欄及び指針本体を参照してください。)

このリーフレットに関するご質問等につきましては、以下のホームページをご覧になるか、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html>